

暮らしのお知らせ

☆は、行政情報報告端末機の番号です

税のお知らせ
確定申告が間違っていたとき・忘れたとき

税務署へ確定申告書を提出した後で計算誤りなど申告した内容に間違いがあることに気付いた場合は、次の方法で訂正することができます。また、確定申告をしなければならないのに、確定申告することを忘れていた場合は、できるだけ早く申告してください。

◎税額を多く
申告していたとき
確定申告書を提出した後で、税額を多く申告して正しい税額への訂正を求める事ができます。請求内容が正当と認められたときは、正しい税額に減額されます。
【手 続】

◎税額を少なく
申告していたとき
確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。修正申告によって新たに納める税額は、なお、修正申告をする日（納期限）までに延滞税と併せて納めてください。

◎確定申告を
忘れていたとき
確定申告をしなければならないのに、確定申告することを忘れていたときは、できるだけ早く申告してください。

●平成31年度町税等の納付は、口座振替が便利です
町税等（軽自動車税、町道民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料）の納付は、納め忘れのない口座振替をお勧めします。



求書は、国税庁ホームページからダウンロードできます。（税務署にも用意しております。）

修正申告は、税務署長から更正を受けるまではいつでもできますが、修正申告によって納める税額には、法定納期限（平成30年分の所得税及び復興特別所得税は平成31年3月15日（金）、消費税及び地方消費税は平成31年4月1日（月））の翌日から納付する日までに延滞税を併せて納付しなければなりません。

をしなかつた場合には、税務署長が所得金額や税額を決定します。

なお、税務署長が決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合などには、加算税が賦課される場合があるほか、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

手続は、銀行印をご持参の上、各金融機関または役場税務住民課で行つてください。ただし、郵便局のご利用希望の人は、役場税務住民課では手続ができませんので、郵便局で行つてください。

■お問い合わせ
(国 税)
○名寄税務署
☎ 01654-2-2157
国税庁ホームページ
www.nta.go.jp
○税務住民課
(町税等)
●平成31年度町税等の納付は、口座振替が便利です
内線 114-1115
☆4-1251103